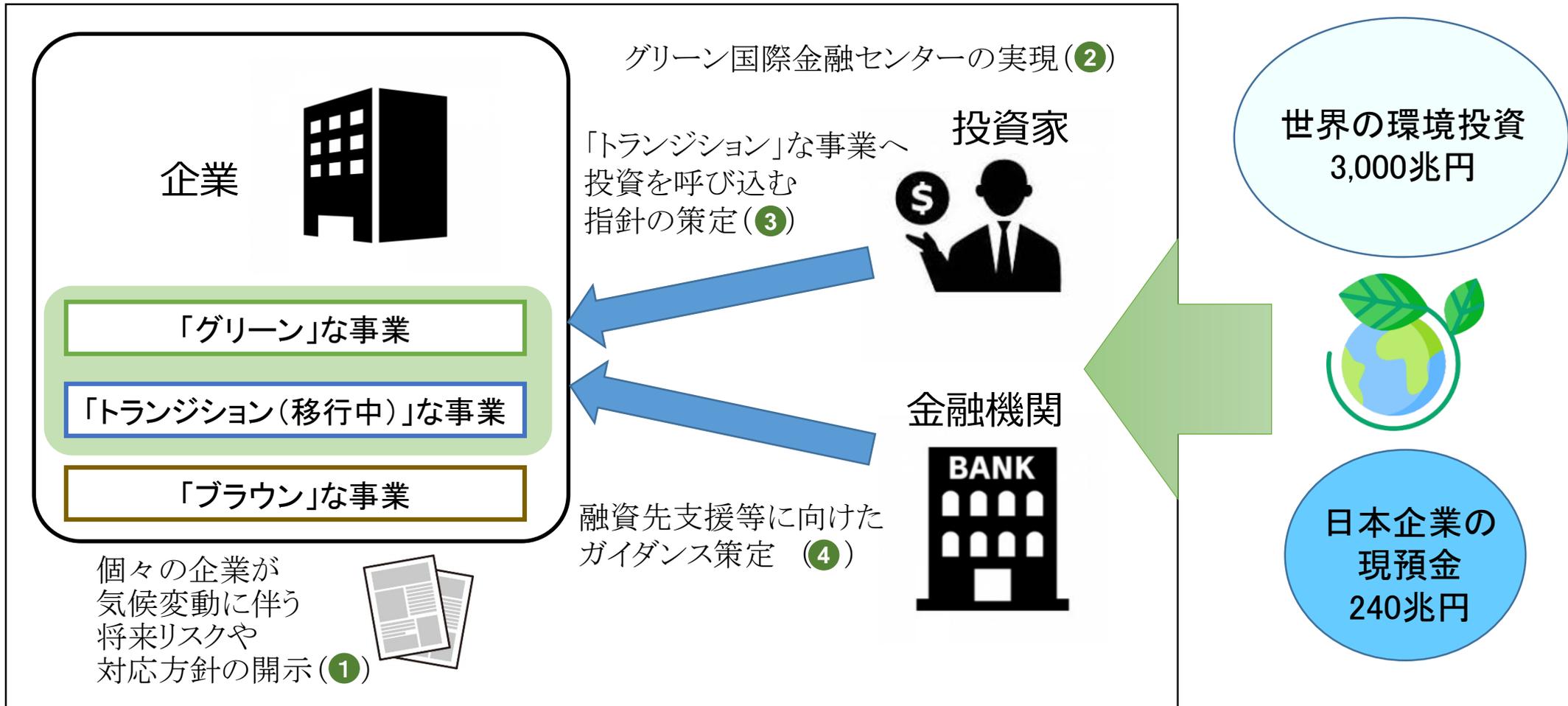


サステナブルファイナンスの推進について

令和3年4月19日
麻生大臣提出資料

魅力的なグリーン投資・融資の市場が不可欠

- 金融庁において関係省庁と連携しつつ以下の施策を検討



企業行動の変容、設備投資や雇用の拡大、成長の原動力

企業が以下（例）を検討し 毎年開示

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気候変動対応のための部署横断的組織の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気候関連リスクを特定し、低減策を検討 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ CO2削減目標に向け、必要な技術、及びその開発／実用化戦略を策定 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中・長期的なCO2削減目標を設定 |

日本では既に世界最多の300社を超える企業がTCFD開示に取り組んでいるが、気候変動の長期かつ不確実な影響を考慮する必要があるなどを理由に、依然、多くの企業がTCFD開示を躊躇。

作業① 自社への影響を把握するための前提（将来シナリオ）を設定

- 将来のエネルギー需要、規制動向など長期かつ不確実な影響を考慮する必要がある

作業② 自社への影響を把握

- 気候変動と自社事業との関係性に関する分析手法を開発・適用する必要がある

作業③ 影響への対応策（脱炭素化）を検討

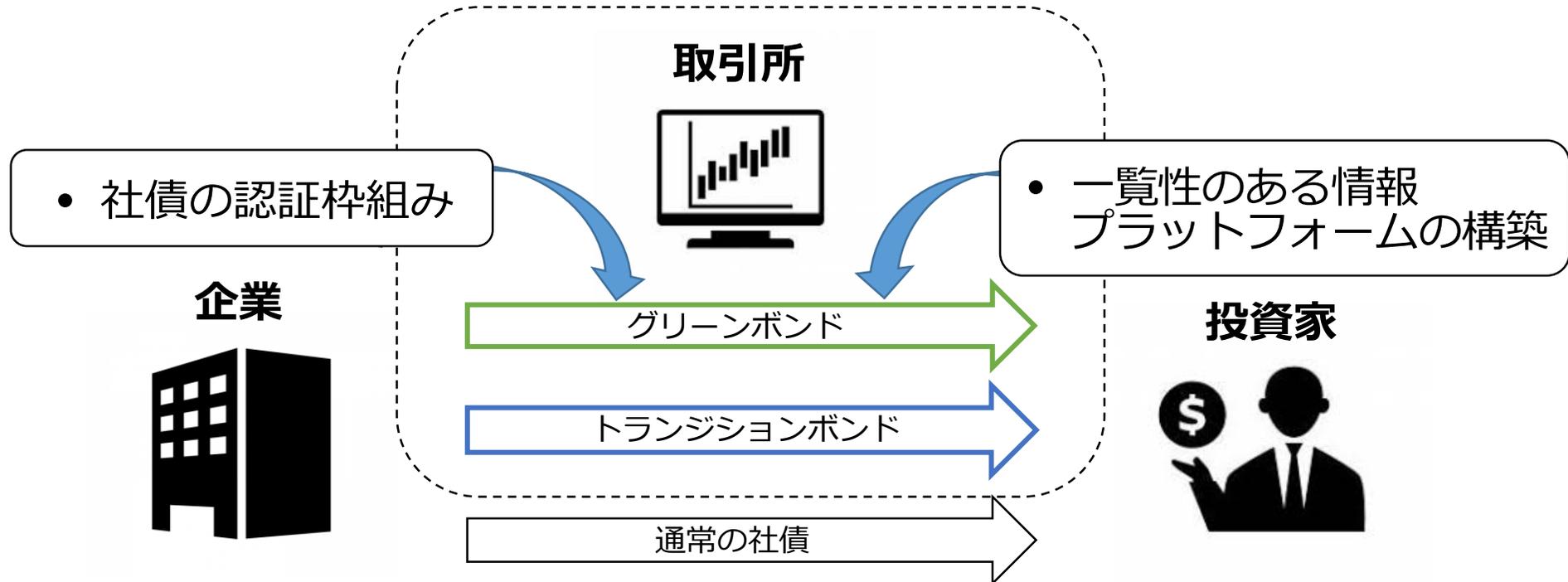
- 脱炭素化に向けて、CO2排出量を削減するための技術革新を想定し、織り込む必要がある

本年6月を目途にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、

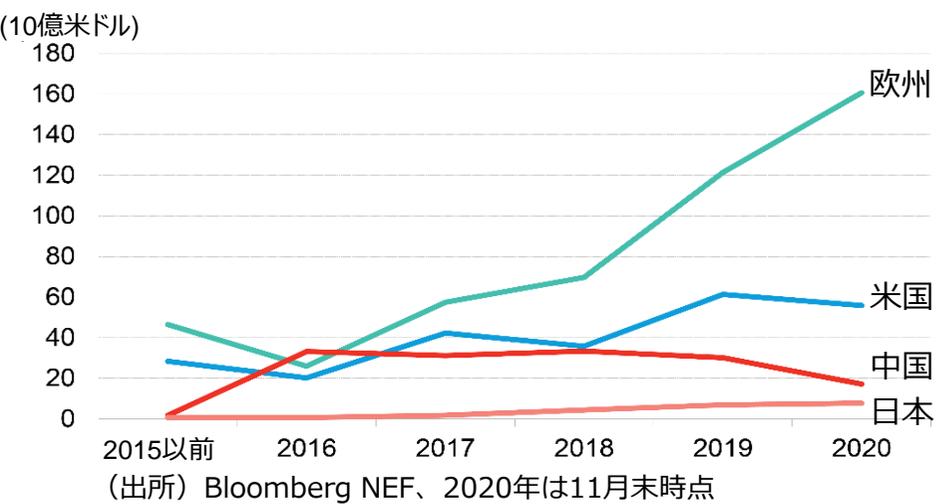
「プライム市場」上場企業に、TCFD又はそれと同等の枠組みに基づく**開示の質と量の充実を進めるよう求める。**

グリーン国際金融センターの実現 2

- サステナブルファイナンス市場の発展は、「世界に開かれた国際金融センター」としての日本の地位向上にも寄与。



グリーンボンド発行額（各国・地域比較）



海外の取引所の取組み



London
Stock Exchange

ロンドン証券取引所

- ESG投資情報プラットフォームを開設
- ESGファイナンスに関するガイドブックやグリーンボンド発行事例等を提供

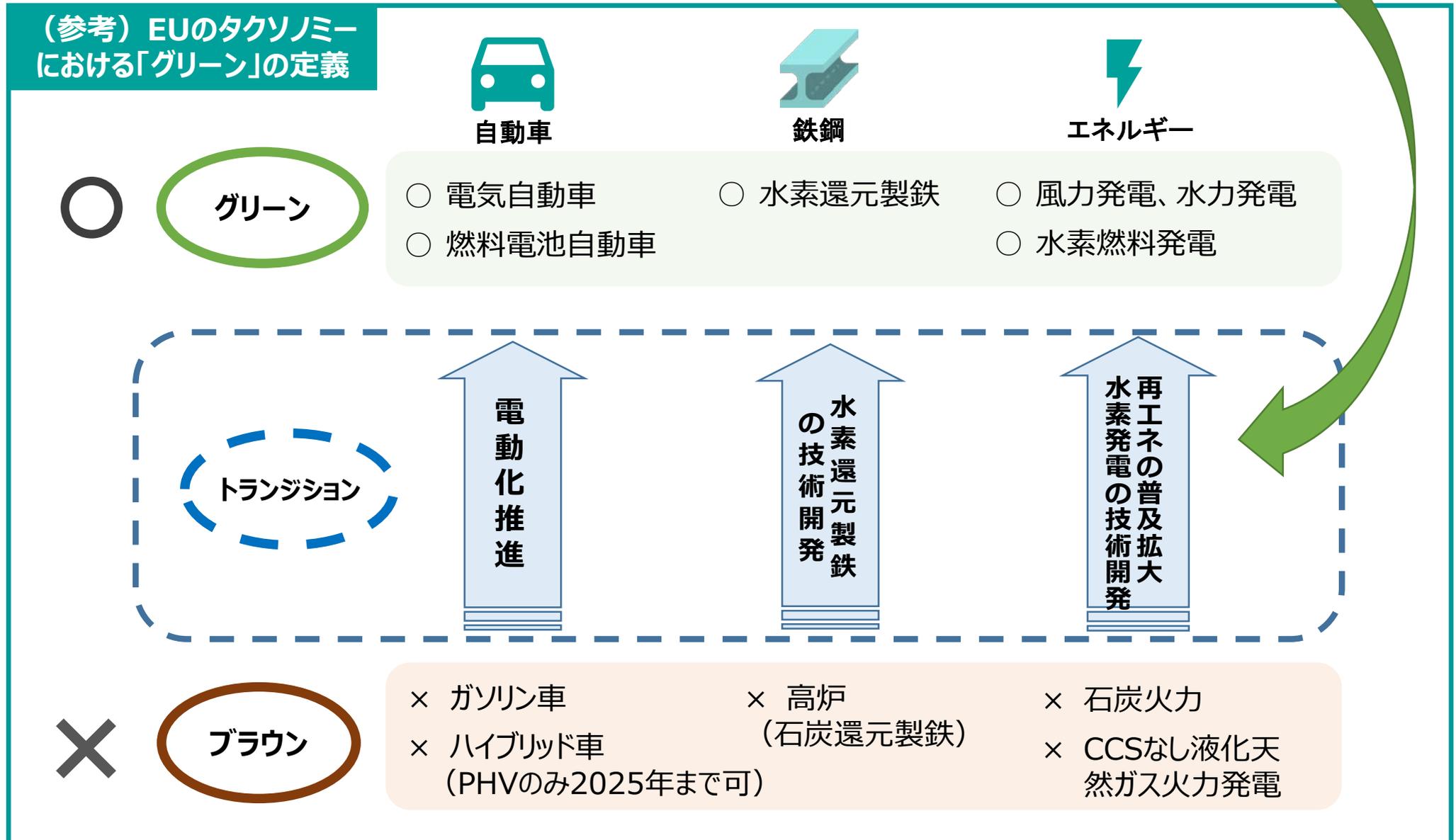


香港証券取引所

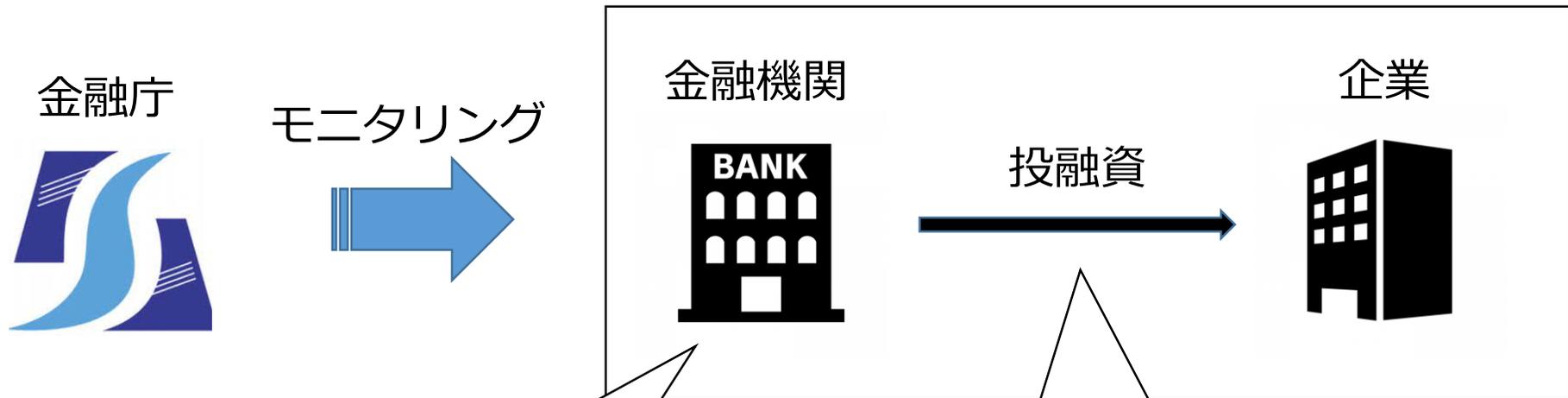
- ESG投資専用の取引所を創設
- ESGファイナンスに関するウェビナーやリサーチ結果等の情報を提供

- グリーンボンド市場は、欧州を中心に急速に拡大

- 日本が強みを持つ産業・技術開発への資金調達を促進するための「トランジション・ファイナンス基本指針」を金融庁・経産省・環境省の3省庁で策定する



- 金融機関による以下のような取組みを促すため、**金融庁において、モニタリングに関する態勢整備（ガイダンスの策定等）**を行う。



リスク管理

- ✓ 将来の気温上昇を仮定したシナリオ分析により、ビジネス戦略・財務上の影響範囲を評価。



気候変動に対して**強靱性のある金融機関自身のビジネス戦略を策定。**

対話（エンゲージメント）

- ✓ 積極的な対話（エンゲージメント）を通じて、企業の気候変動対応を支えるとともに、新たなビジネス機会の創出に貢献。



これにより、特に地域金融機関は、**地域社会の持続可能性に貢献。**